

平成27年度 税制改正要望項目

平成26年8月
金 融 庁



平成27年度税制改正要望における 主要要望項目

1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

※＜＞内はページ番号

- ◆ NISAの拡充・利便性向上＜p.3＞
 - ・ ジュニアNISAの創設＜p.4＞
 - ・ 年間投資上限額の引き上げ＜p.6＞
 - ・ NISAの利便性向上＜p.7＞
- ◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農水省・経産省が共同要望〕＜p.16＞
- ◆ その他の家計の資産形成支援策＜p.20＞

2. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- ◆ 投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消〔金融庁主担、国交省が共同要望〕＜p.22＞
- ◆ クロスボーダー取引の円滑化のための措置（デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置等）＜p.24＞

3. 法人税率引下げに伴う検討関係

- ◆ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率＜p.26＞
（参考）
- ◆ 受取配当等の益金不算入制度＜p.27＞

1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

◆ N I S A（少額投資非課税制度）の拡充・利便性向上

【要望事項①】 ジュニアNISA（仮称）の創設

- ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者の口座開設を可能とすること

【要望事項②】 NISAの年間投資上限額の引き上げ

- 年間投資上限額を、毎月の定額投資に適した金額（120万円:10万円×12か月）に引き上げること

【要望事項③】 NISAの利便性向上

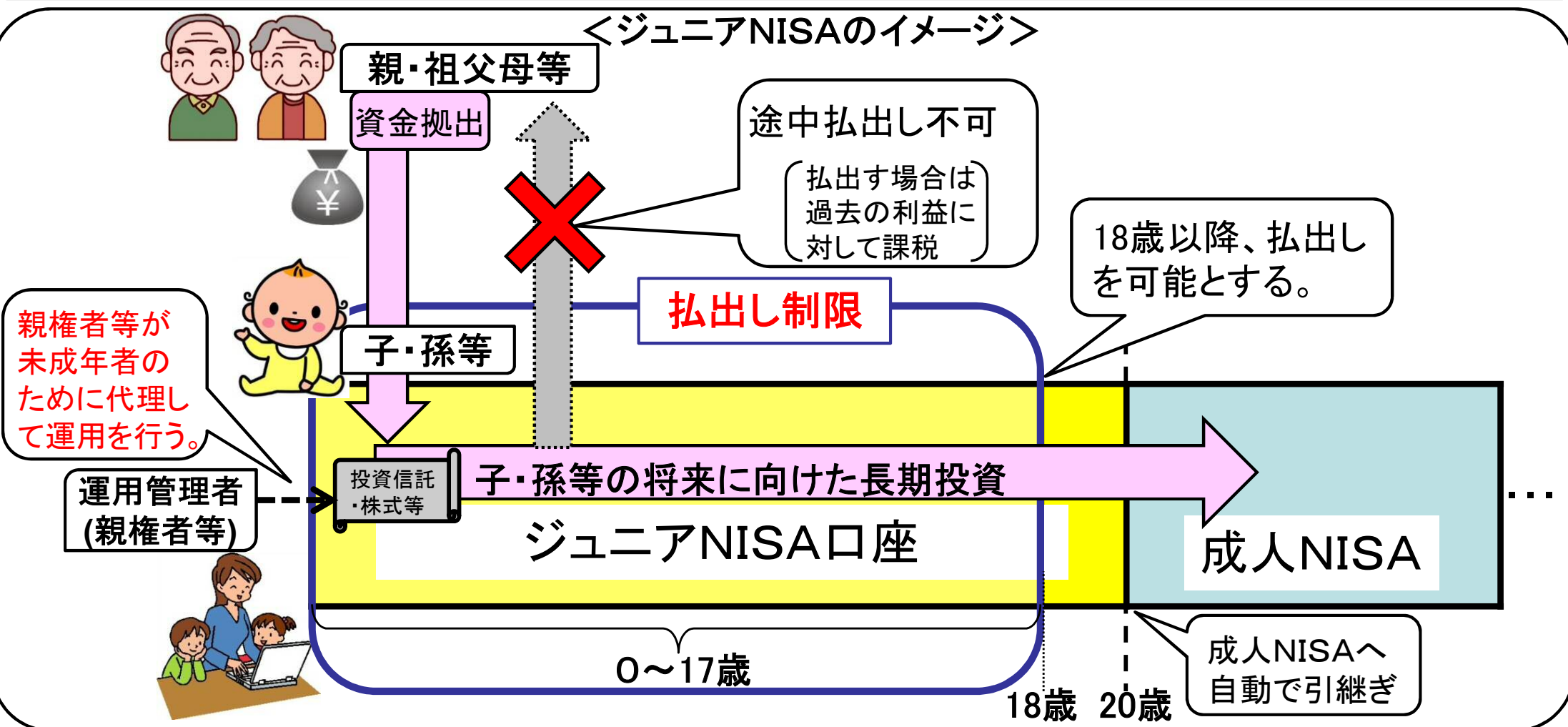
- NISA口座開設手続等の簡素化
NISA口座開設時の重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること
- 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講じること

◆ ジュニアNISAの創設-①

【問題点】 現状のNISAの利用状況については、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大に資するよう、同制度を拡充する必要がある。

【要望事項①】 ジュニアNISA(仮称)の創設

ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者の口座開設を可能とすること



◆ ジュニアNISAの創設-②

【制度趣旨】

若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

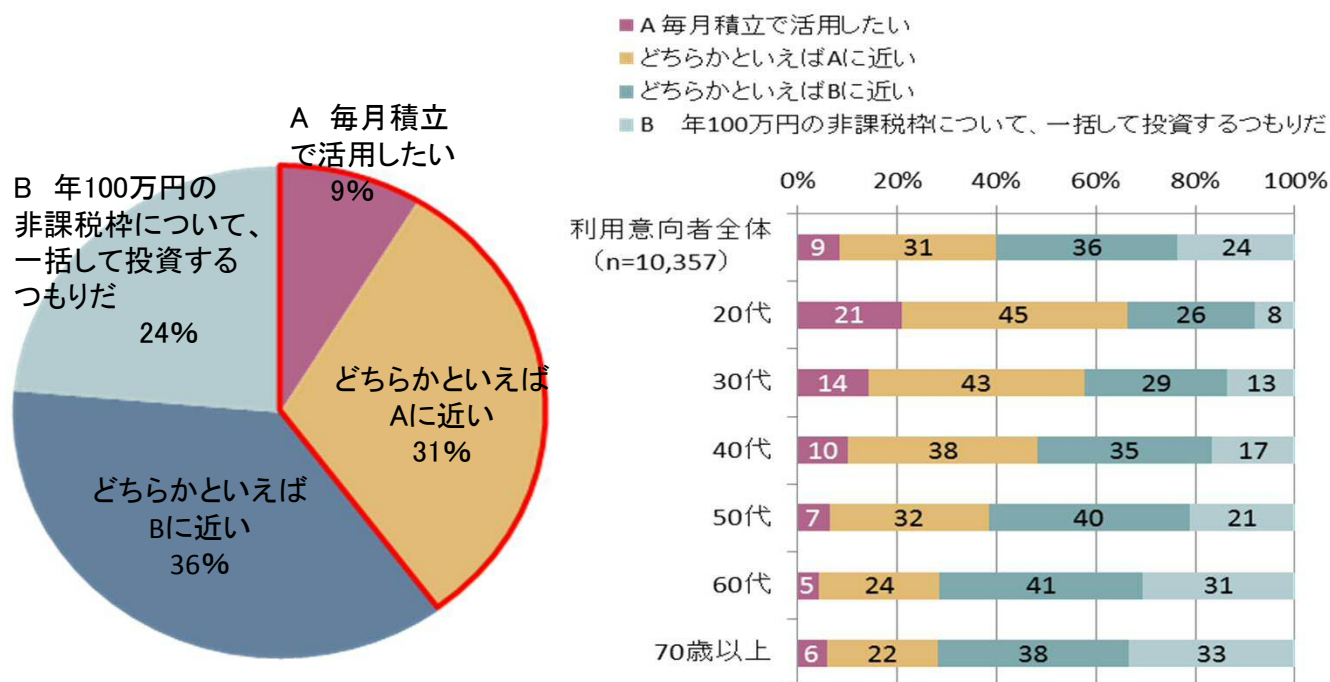
- 【期待される効果】
- ① 若年層への投資のすそ野の拡大
 - ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
 - ③ 長期投資の促進

項 目	摘 要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等（※成人NISAに準ずる）
投資可能期間	平成35年まで（※成人NISAに準ずる）
非課税期間	投資した年から最長5年間（※成人NISAに準ずる）
運用管理	・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

◆ NISAの年間投資上限額の引き上げ

【要望事項②】 NISAの年間投資上限額の引き上げ
 年間投資上限額を、毎月の定額投資に適した金額(120万円:毎月10万円×12か月)に引き上げること

○ 毎月積立で活用したいという意向は約4割であり、若年層ほどその傾向が強い



(出典)野村アセットマネジメント「第5回NISAに関する意識調査(平成26年2月調査)」
 調査対象: 全国の20歳以上の男女40,000人

【参考】

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

IV-3-1-2(7)

少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項(抜粋)

② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品の提供

NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供(中略)を行うなど、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。

◆ NISAの利便性向上

【現状及び問題点】

- NISAの現状について、
 - ・ 口座開設手続きに住民票の写し等の提出が必要である
 - ・ 口座開設申請から手続き完了まで時間を要する等、利用者にとって不便な点がある。
- このため、NISAの普及・定着を図る観点から、同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要がある。

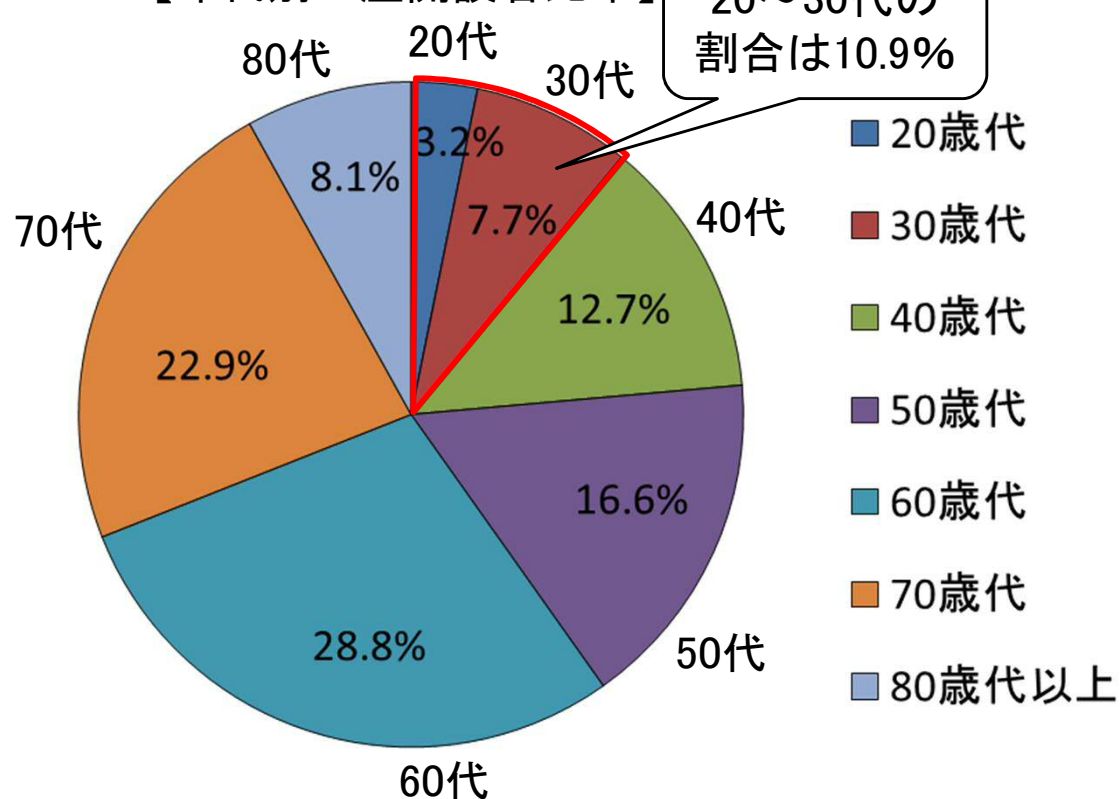
【要望事項③】

- NISA口座開設手続等の簡素化
NISA口座開設時の重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること
- 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講じること

NISA口座の開設・利用状況(平成26年3月末時点)

- NISA総口座数は、約650万口座、総買付額は約1兆円
- NISA口座開設者のうち、中高年の投資経験者による利用が大半を占め、20代、30代の若年層は約1割にとどまっている。

【年代別口座開設者比率】



【商品別内訳】

投資信託	6,212億円
上場株式	3,645億円
ETF	91億円
REIT	86億円
計	1兆34億円

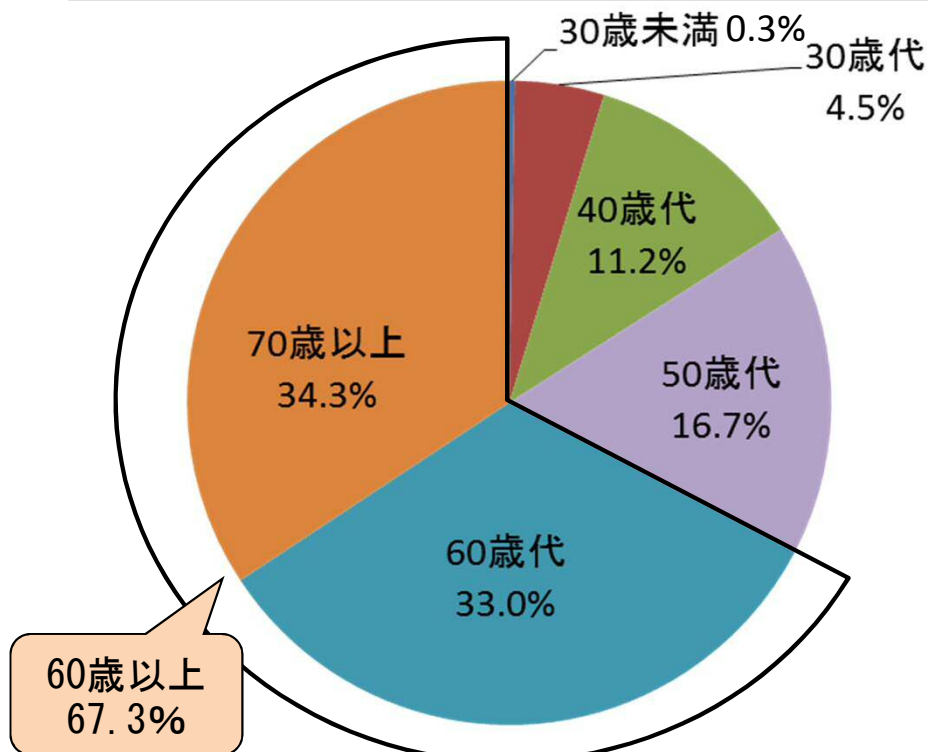
※ 口座開設者に占める投資未経験者の割合は11.2% (日証協調べ)

(金融庁調)

日本の家計金融資産の現状

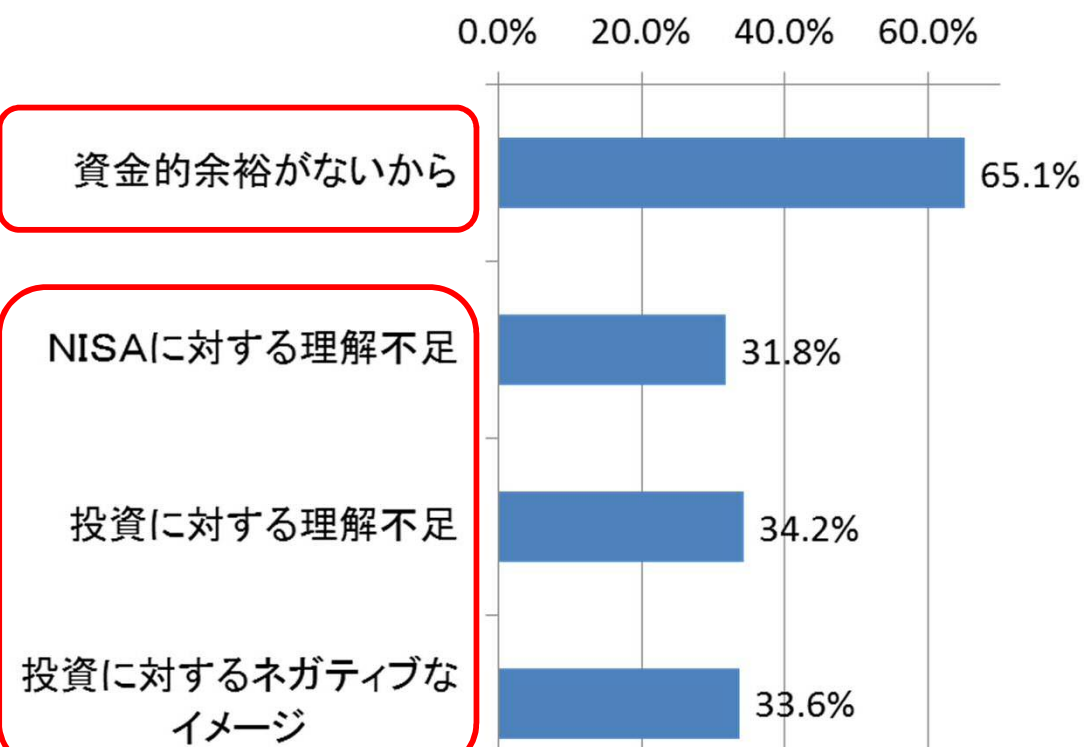
- 日本の家計金融資産は約1,600兆円存在するが、その6割強は高齢者世帯に偏在している。
- 若年層は一般にリスク性資産への長期投資による資産形成に適しているとされているが、十分に投資が浸透しているとはいえない。
- 若年層がNISAを利用しない理由については、資金的余裕がないとの回答が6割超と最も高く、次いでNISAや投資への理解・認知度不足、投資へのネガティブなイメージとの回答が約3割。

世帯主の年齢階級別金融資産の保有割合



(出典)総務省「平成25年家計調査」

若年層がNISAで投資をしない理由



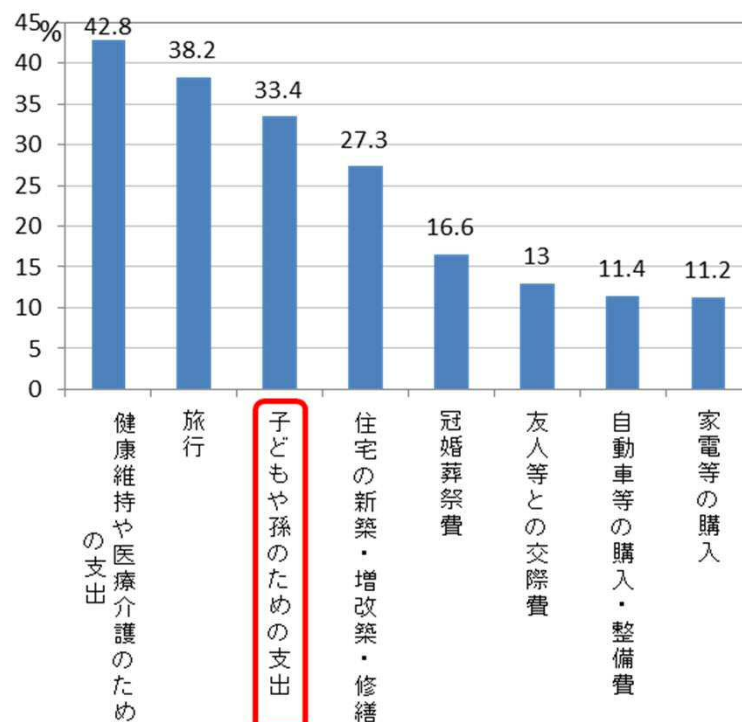
※対象者:FP・証券営業員等 (金融庁調)

成長資金の供給拡大を更に進めるためには、「若年層の投資に対する意識の向上」とともに、「高齢者層から若年層への資産シフト」を進めることが必要。

若年者層のための資産形成ツールの必要性

- 高齢者層による若年層への資金援助に対する意欲は高い
- 若年層には大学への進学等へのまとまった資金ニーズが存在

高齢者が優先的にお金を使いたいもの(60歳以上)



(出典)内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査」

教育資金贈与信託

- 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置は、平成25年の制度創設以来、口座数・信託設定額ともに順調に推移

	信託口座数	設定額
26年6月末	7万6,851口座	5,193億円

(信託協会調)

大学卒業にかかる費用

国公立	私立
約437万円	約624万円

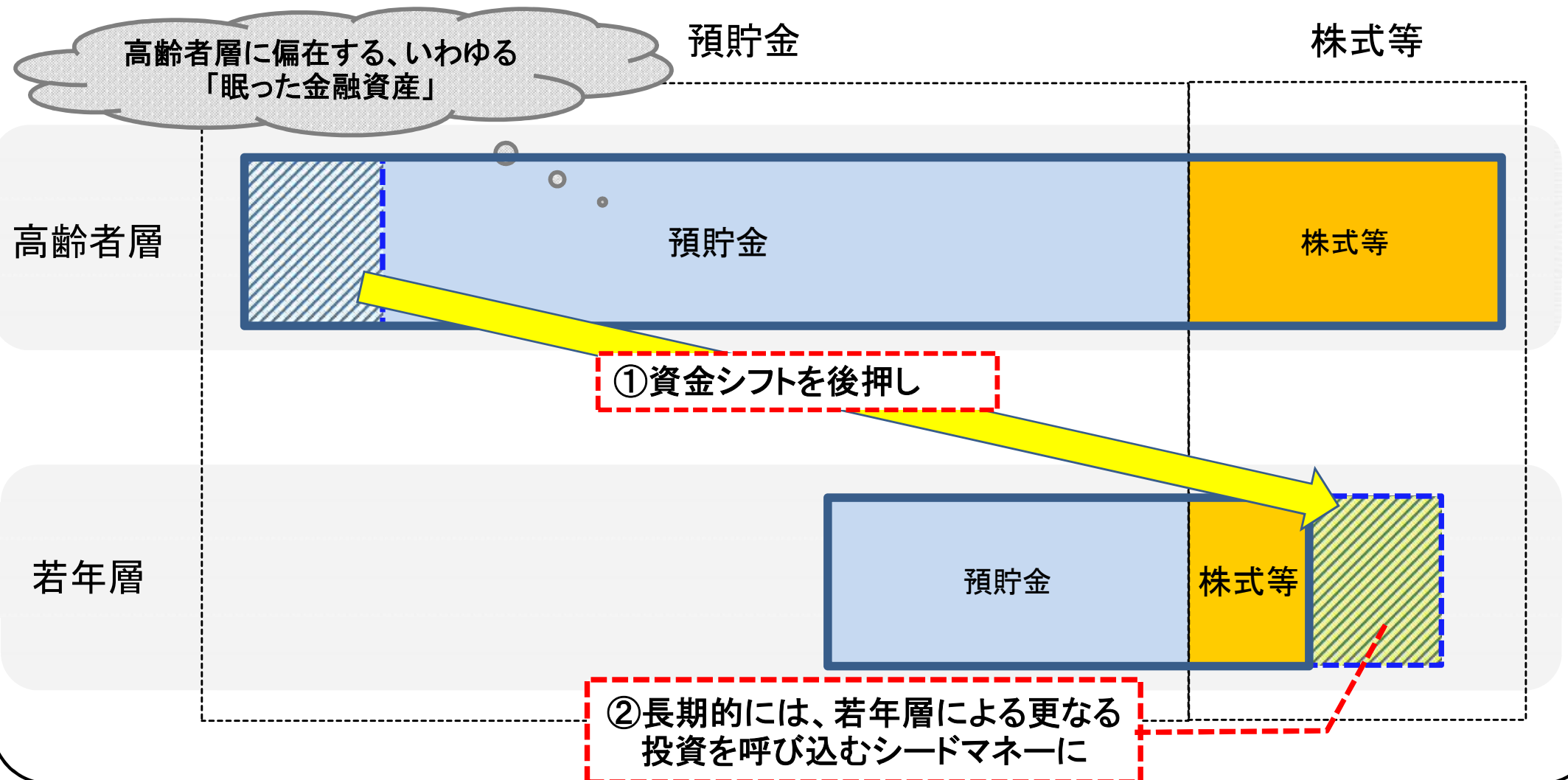
(出典)文部科学省「平成21年度文部科学白書」

若年層への資産移転及び、若年層の将来に向けた資産形成へのニーズは高く、これを後押しする投資の枠組みが必要。

ジュニアNISAにおける資金シフトのイメージ

- ジュニアNISAにより、高齢者層から若年層へ、預貯金から株式等への資金シフトを後押し
- 更に、ジュニアNISAにより若年層にシフトした資産は、長期的には若年層による更なる投資を呼び込むシードマネーに

<イメージ図>

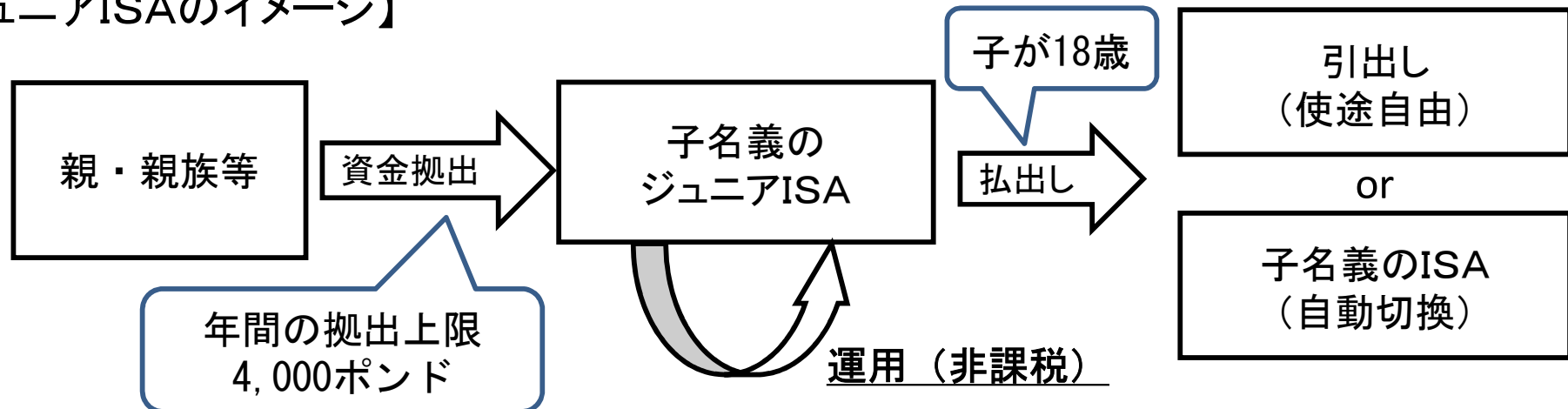


英国ジュニアISAの概要

○ 「ジュニアISA」は、英国において、2011年11月に開始された制度であり、2013年中に買付けのあったジュニアISA口座は約30万口座、買付け総額は5億5,700万ポンド

※ 旧制度であるCTF(チャイルドトラストファンド)保有者は、ジュニアISAの対象外
CTF保有者は約600万人、資産残高48億9,300万ポンド

【ジュニアISAのイメージ】



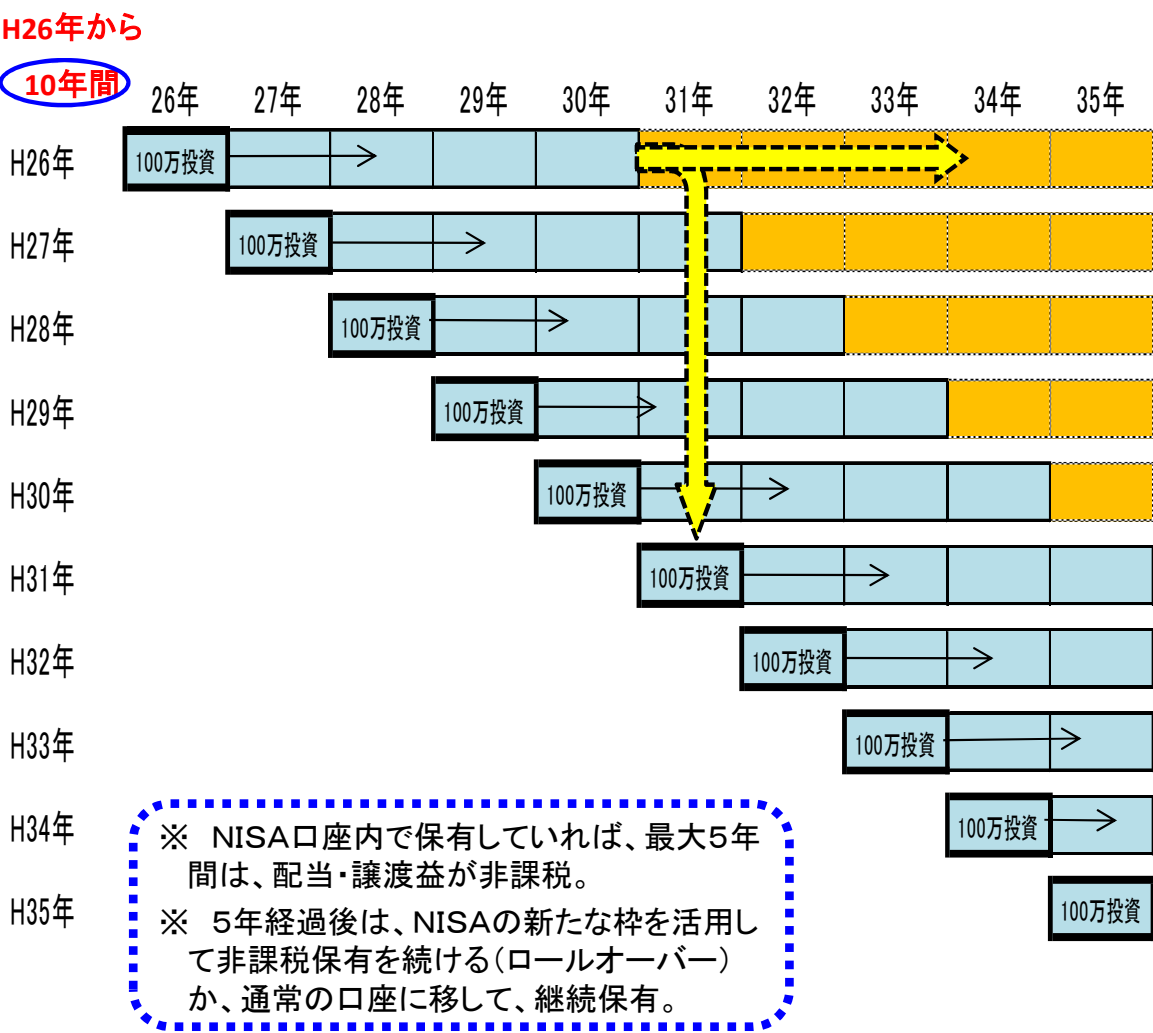
対 象 者	英国在住の18歳未満の子(CTF口座保有者を除く。)
拠 出 額	年間投資上限額は4,000ポンド(≒約69万円※) ※1ポンド=172円換算 累積投資可能額は72,000ポンド(≒約1,242万円※) (4,000ポンド×18年)
優 遇 措 置	ジュニアISA口座で生じた配当・利子・譲渡益について非課税
非 課 税 期 間	無期限
制 限 等	子が18歳になるまで引出し不可(18歳になれば、自動的に通常のISAに切り替わる。)

(参考) 現行のNISA(少額投資非課税制度)の概要

【趣旨】

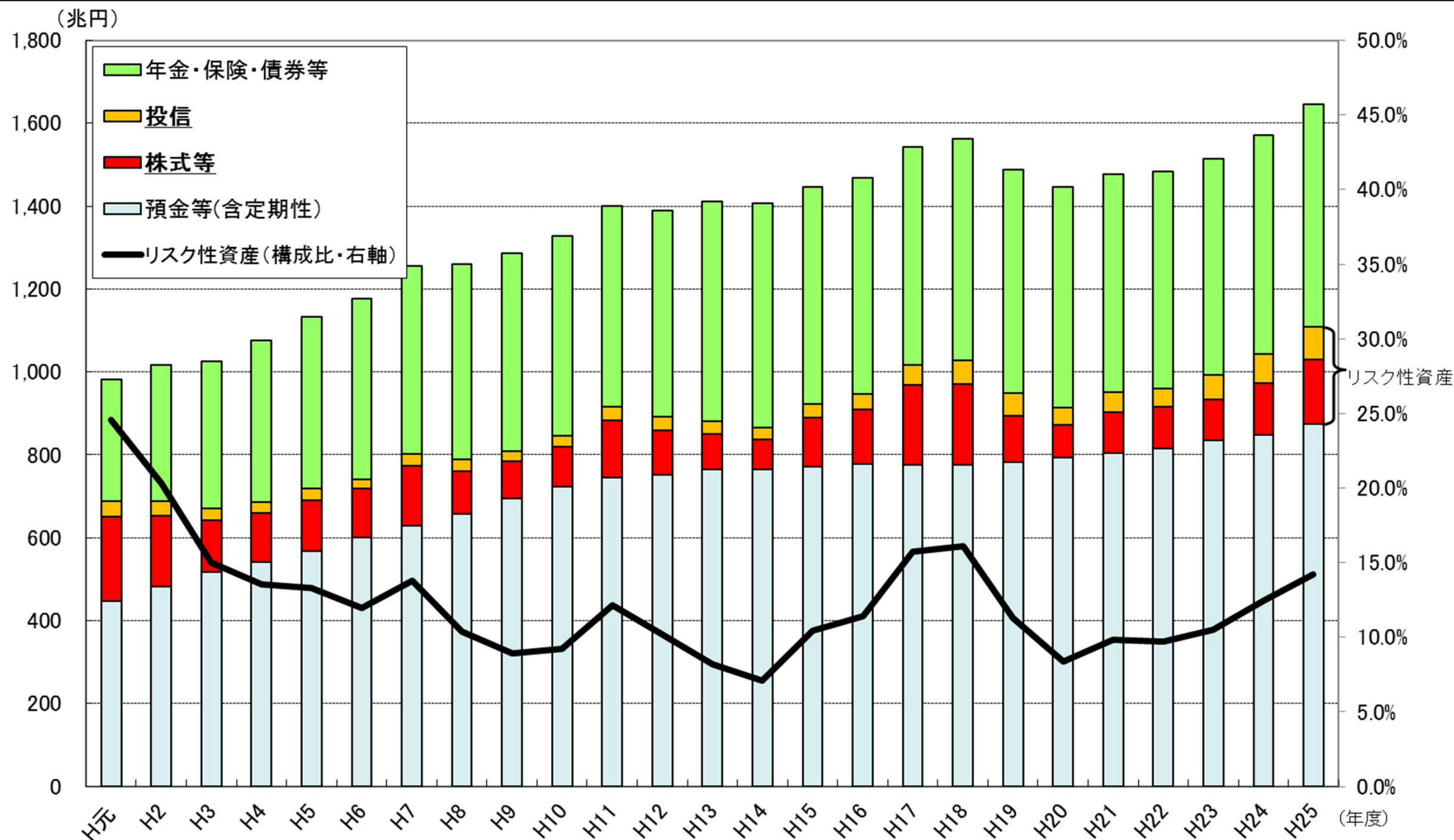
投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

項 目	内 容
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の 配当・譲渡益
非課税 投資額	毎年、新規投資額で100万円を 上限 (ロールオーバー可)
投資可能 期間	10年間 (H26年～H35年)
非課税期間	最長5年間
損益通算	特定口座等で生じた配当・ 譲渡益との損益通算は不可



(参考)日本の家計金融資産の推移

○ 我が国の家計金融資産は1,600兆円を超えているが、その半分以上が預貯金として保有されている。



(参考) 日本再興戦略及び税制改正大綱抜粋

○ 「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 - (平成26年6月24日 閣議決定) 抜粋

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

③ 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

- ・ 豊富な個人金融資産が成長マネーに向かう循環を確立するため、
 - NISAの普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。

○ 平成26年度税制改正大綱(平成25年12月24日 閣議決定) 検討事項抜粋

NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する

金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月実施)。
- しかしながら、金融商品のうち、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【要望事項】

- 金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等についても拡大すること。
- 特に、①総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現すること、②仮に、預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、預貯金等への損益通算範囲拡大を併せて行うこと。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		25年改正により、28年1月から 損益通算が認められる範囲
預貯金等	源泉分離	—	

【平成26年度税制改正大綱(抜粋)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」16

(参考) 預金口座へのマイナンバー付番に係る議論について

- 現在、マイナンバー制度(平成28年1月開始)に関し、政府税制調査会等において、預金口座へのマイナンバー付番の議論が行われている。

(参考) 政府税制調査会 マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ「論点整理」(平成26年4月)・抄

- ・ 社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである。
- ・ 他方、預金口座への付番については、個人預金の口座数が10億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要がある。

- 仮に、預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、①国民にとって現実的なメリットとなる「金融所得課税の一体化(預貯金等への損益通算範囲の拡大)」、②「金融機関の実務負担への配慮」を要望。

- ・ 税負担の公平性等の観点から、預金口座へのマイナンバー付番を行う場合^(※)、国民が現実的にメリットを感じられるものとすることが不可欠。

(※)預金者は、マイナンバーを金融機関に告知することが必要。

- ・ 今後、預金口座へのマイナンバー付番を実施することになれば、金融機関には、実務負担に加え、さらに大規模なシステム対応などが必要となる見込み。

金融所得課税の一体化

- ・ 仮に、預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、預貯金等への損益通算範囲拡大を併せて行うこと(国民にとって、金融関係の様々な損益の通算を可能とするメリット)。

金融機関の実務負担への配慮

- ・ 仮に、預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、その方法等について十分な検討を行うとともに、適切な準備期間を設けること。
- ・ 金融機関のシステム対応の負担に応じた税制上の優遇措置を講じること。

(参考) 金融所得課税の国際比較(網掛け部分が損益通算の対象)

日本 (平成28年1月～)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離課税 (20%) ^(注1)	申告分離課税 (20%)
特定公社債・公募公社債 投信	申告分離課税 (20%)	申告分離課税 (20%)
デリバティブ取引	申告分離課税(20%)	

※上場株式等、先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で**3年間**の損失繰越可能

イギリス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (10%, 32.5%, 37.5%)	段階的課税 (18%, 28%)
債券・公社債投信	段階的課税 (10%, 20%, 40%, 45%)	非課税
デリバティブ取引	申告分離課税(18%, 28%)	

※譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で**無期限**に繰越可能

ドイツ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	分離課税(申告不要) (25%)	分離課税(申告不要) (25%) ^(注5)
債券・公社債投信	分離課税(申告不要) (25%)	分離課税(申告不要) (25%)
デリバティブ取引	分離課税(申告不要)(25%)	

※金融所得の範囲内で**無期限**の繰越可能

アメリカ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	段階的課税 (0%, 15%, 20%)	長期: 段階的課税 (0%, 15%, 20%) 短期: 総合課税 (10～39.6%)
債券・公社債投信	総合課税 (注2) (10～39.6%)	
デリバティブ取引 (注3)		

※譲渡所得の損失については、**無期限**の損失繰越可能

フランス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
株式・株式投信	総合課税 (5.5%~45%)	総合課税 (5.5%~45%)
債券・公社債投信	総合課税 (5.5%~45%)	総合課税 (5.5%~45%)
デリバティブ取引 ^(注4)	総合課税(5.5%~45%)	

※譲渡所得(有価証券等)の範囲内で**10年間**の繰越可能

(注1) 総合課税(5~45%)も選択可能。

(注2) 年間3000ドルを上限に配当、利子、給与等の通常所得と通算可能。

(注3) 上場デリバティブ取引以外のデリバティブ取引は、通常所得となり、総合課税。

(注4) 国外デリバティブ取引は、総合課税で、キャピタルゲインと通算不可。

(注5) 株式の譲渡損は、(税収確保のため)株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

(注6) アメリカは、他に州・地方政府税が課税。ドイツは、他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税。フランスは、他に社会保障関連諸税(15.5%)が課税。

(参考)個人投資家の株式投資等に係る税制一般の国際比較

(財務省資料より作成)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税	(注2) 20% (申告分離課税 ^(注3))	(注5) 長期 0%、15%、20% (段階的課税) 短期 10%～39.6% (総合課税)	18%、28% (段階的課税) (土地等の譲渡益と合わせて 11,000ポンドが非課税)	(注7) 25% (分離課税(申告不要) ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が 801ユーロ以下は非課税)	(注9) 5.5～45% (総合課税) (8年超保有した場合、非課税)
	配当課税	(注2) ①20% (申告分離課税 ^(注3)) 又は ②10～50% (総合課税)	(注5) 0%、15%、20% (段階的課税)	10%、32.5%、37.5% (段階的課税)	(注7) 25% (分離課税(申告不要) ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が 801ユーロ以下は非課税)	(注9) 5.5～45% (総合課税)
	法人税との 二重課税の 調整措置 (注1)	配当所得税額控除方式 (総合課税選択の場合)	調整措置なし	(注6) 部分的インピュテーション方式	調整措置なし	配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の 課税所得に算入)
	利子課税	20% (源泉分離課税 ^(注4))	(注5) 10～39.6% (総合課税)	10%、20%、40%、45% (段階的課税)	(注7) 25% (分離課税(申告不要) ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が 801ユーロ以下は非課税)	(注9) 5.5～45% (総合課税)

(注1) 配当の二重課税問題は、法人の受取配当においても発生。我が国では、法人の受取配当について、益金不算入の制度が設けられてはいるが、持株割合25%未満の株式に係る配当等については、その50%しか益金不算入が認められていない。

(注2) 日本は、上場株式等についての税率。

(注3) 特定口座において源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可。

(注4) 平成28年1月より、特定公社債等については申告分離課税。

(注5) アメリカは、他に州・地方政府税が課税される。

(注6) 受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。

(注7) ドイツは、他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税される。

(注8) 申告により総合課税も選択可。

(注9) フランスは、他に社会保障関連諸税(15.5%)が課税される。

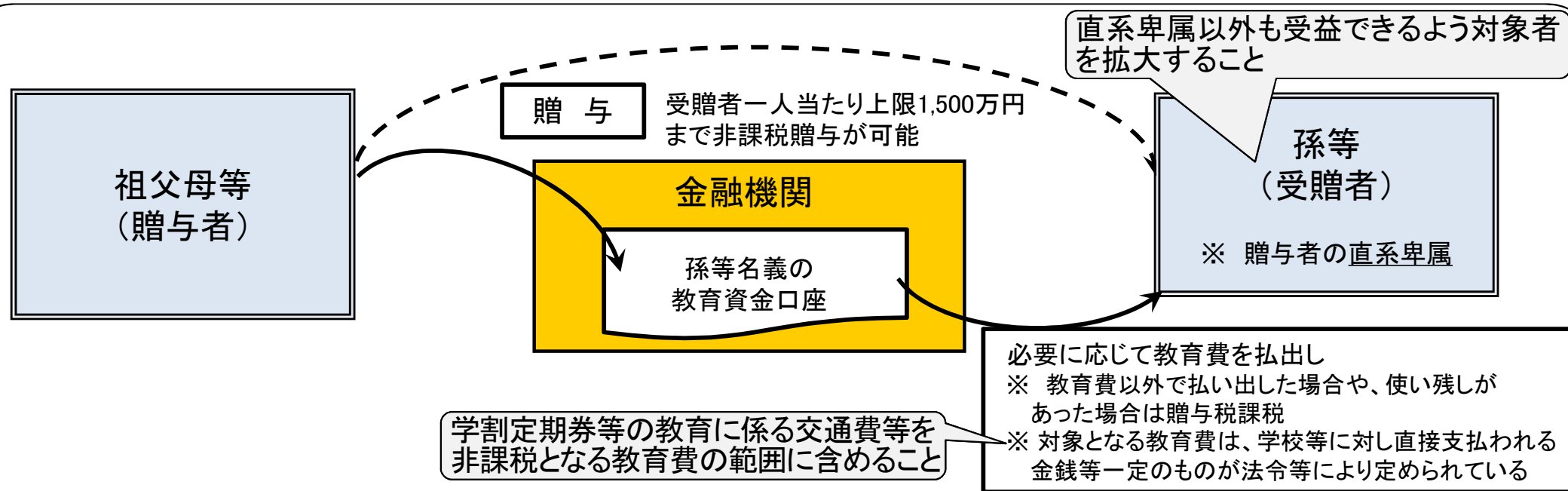
◆その他の家計の資産形成支援策(教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化等)

【現状及び問題点】

- 「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金の有効活用を促す仕組みとして、平成25年4月より導入
- 本制度は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
口座数: 7万6,851口座、設定額5,193億円 (平成26年6月末信託協会調)
- 他方、依然として1,600兆円超の個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重しているほか、子育て世代における教育費負担は重く、同制度を継続するとともに、その使い勝手の向上等を図る必要がある。

【要望事項】

- ①本制度は平成27年12月31日までの時限措置とされているところ、制度を恒久化すること
- ②本制度の対象となる「教育費」の範囲を拡大すること(学割定期券などの交通費等)
- ③本制度の対象となる「受贈者」の範囲を拡大すること(贈与者の直系卑属への限定を廃止) 等



2. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消

【現状及び問題点】

- 投資法人(Jリート)は、会計上の税前利益の90%超を配当する等の要件を満たした場合、税務上、導管体として扱われ、利益配当を法人税の算定上、損金算入することが可能。
- ただし、会計と税務の処理の差異(税会不一致)に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても課税が発生(これにより、例えば、投資法人の合併等に支障)。

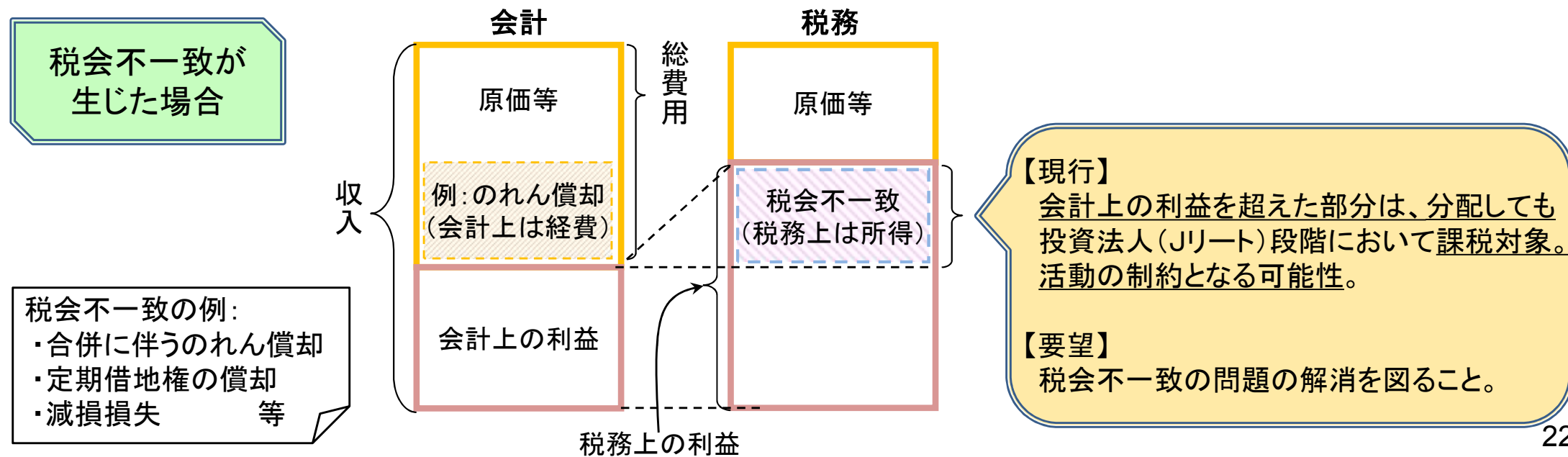
※平成26年度税制改正大綱の検討事項

「投資法人等の課税については、税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る観点から、平成27年度税制改正に向けて、運用対象資産の範囲を含む投資法人制度及びその会計基準と課税のあり方について、わが国における投資法人の活動実態、諸外国における制度・事例や通常法人との課税の公平性にも留意しつつ、検討する。」

【要望事項】

投資法人において生じる税会不一致の問題について解消を図ること(※)。

(※)具体的には、新たな指標として「配当基準額(仮)」を導入し、その部分から行われる分配は、会計上の利益を上回る場合でも損金算入を認めること。

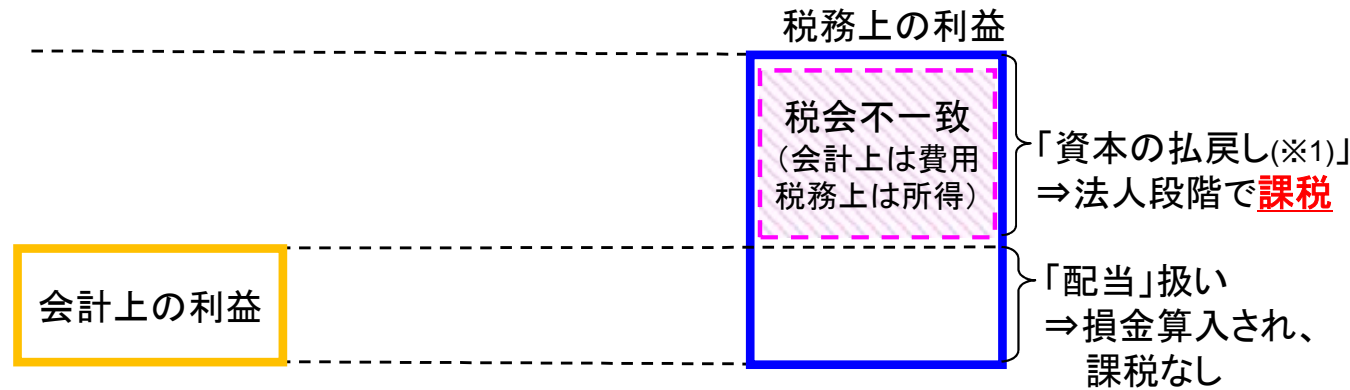


投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消（改正案）

【検討会による改正案】 ※税制改正大綱を受けて、金融庁において、関係業界、会計・税務の専門家等をメンバーとした検討会を開催

- 新たな指標として「配当基準額(仮)」を導入し、その範囲内で行う分配を税制上「配当」として扱い、損金算入を認めることを要望。

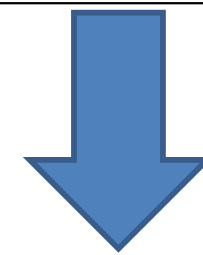
【現行制度】



【昨年度の議論】

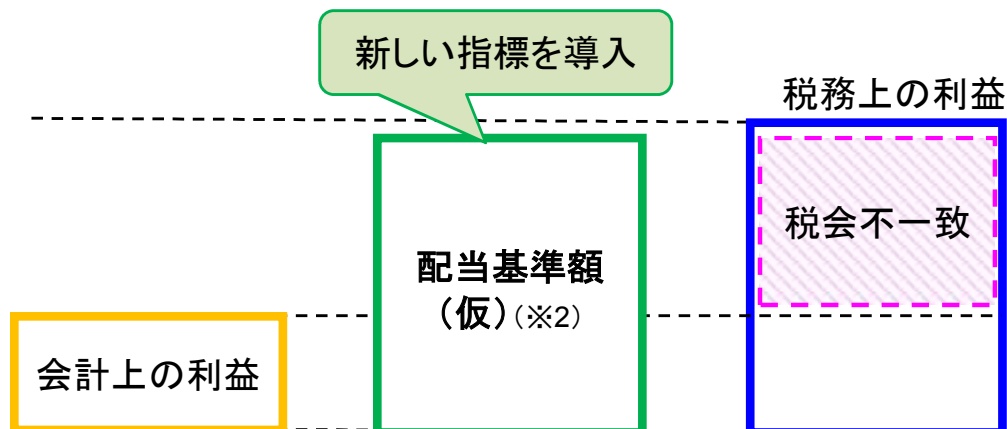
金融庁：「会計上の利益」を超える分配をした部分について、税務上、「資本の払戻し」ではなく、全額を「配当扱い」することを要望

主税局：投資法人の会計基準自体を税務会計に揃えるべき



(※1) 前期末の「資本」と「利益剰余金」との按分計算により、「資本の払戻し」と「配当」に区分される。
投資法人では、一般に過年度の利益の太宗を既に払出しているため、その大半が「資本の払戻し」とされることになる。

【今年度要望】



【今年度要望】

- 新たに「配当基準額(仮)」を導入
- この配当基準額(仮)の範囲内の分配について税制上「配当」として扱い、損金算入を認めること

(※2) 「配当基準額(仮)」としては、分配可能なキャッシュベースの概念で、会計上の利益からキャッシュを伴わない減価償却費や減損損失等を調整した金額を想定。

クロスボーダー取引の円滑化のための措置(デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置等)

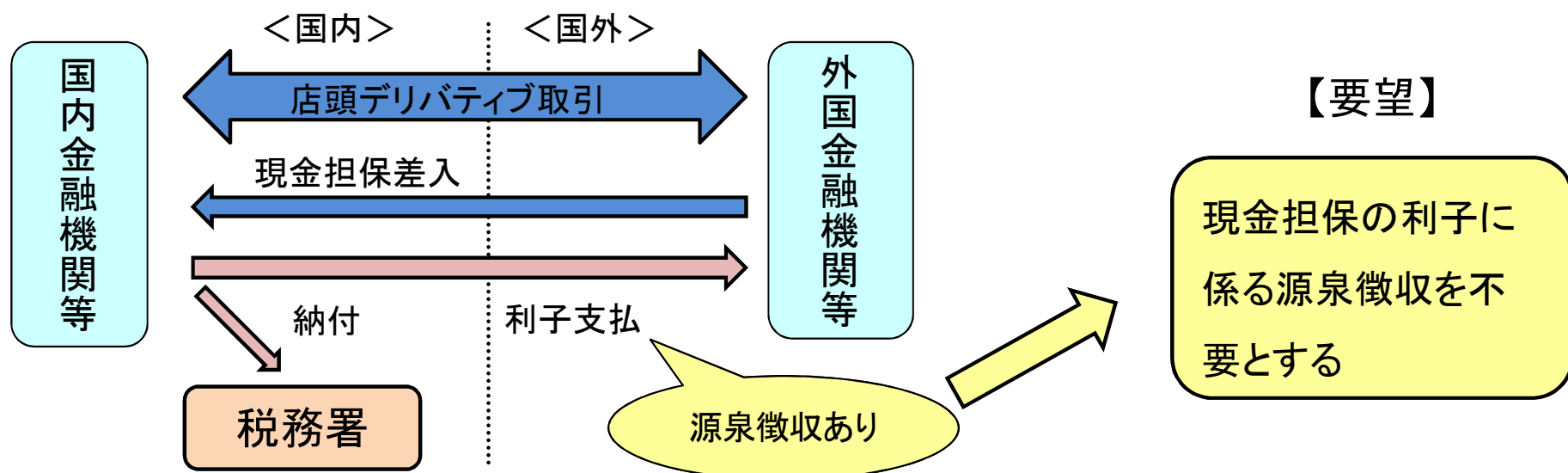
【現状及び問題点】

- デリバティブ取引に起因するシステミック・リスクを抑制するため、平成23年のG20カンヌ・サミットにおいて、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入が合意されたところ。
- わが国でも平成27年12月から、中央清算されない店頭デリバティブ取引について証拠金規制が導入される予定。
- 諸外国では、金融機関が店頭デリバティブ取引に係る証拠金として海外の金融機関から受け入れた現金担保の利子について源泉徴収が不要とされる場合が多いが、わが国では源泉徴収が必要。

【要望事項】

国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金(現金担保)から生じる利子について、源泉徴収を不要とすること。

【現行税法】 ※中央清算されない場合の関係図



3. 法人税率引下げに伴う検討関係

◆ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率

【現状及び問題点】

- 協同組合は、各根拠法に定められた範囲内で会員／組合員間の相互扶助のための事業を行う非営利の組織。
- 協同組織金融機関は、一定地区内において、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。
- 現行、協同組織金融機関については、業務範囲や資本調達手段等が限定されているなか、以上のような本来的役割を十全に果たすため、法人税の軽減税率をはじめとする租税特別措置（本則税率19%、年800万円以下：15%）が講じられている。

【要望事項】 一般事業会社（株式会社）への法人税率引き下げを行う場合、上記の趣旨に鑑み、協同組合に対する軽減税率についても引き下げを行うこと。

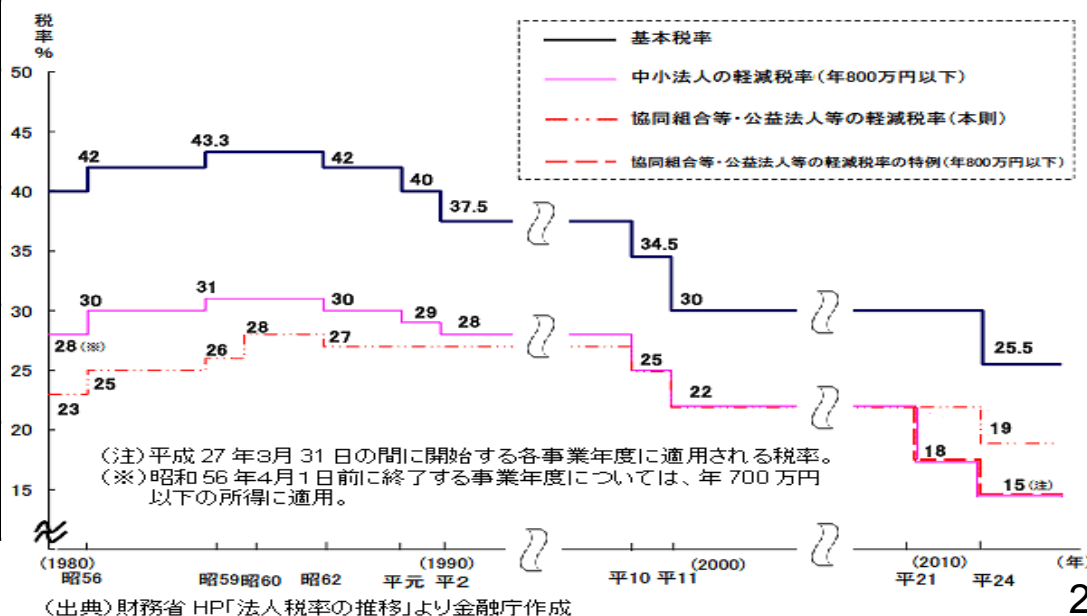
協同組織金融機関と銀行との比較

	銀行	協同組織金融機関
組織	株式会社組織の営利法人	会員／組合員出資による協同組織の非営利法人
事業地区	制限なし	定款記載の地区内（一部業態の信組を除く）
業務範囲	制限なし	制度上の要件※1を満たす会員／組合員が対象
資本調達手段	公募	会員／組合員限定※2

※1 （例）信用金庫の場合：従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者

※2 優先出資については、別の規定あり

一般事業会社に対する基本税率と協同組合等の軽減税率の比較



(参考)法人税率引下げに伴う代替財源の検討(受取配当等の益金不算入制度の見直し等)への対応

【背景】

- 「『日本再興戦略』改定2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、平成27年度から数年間で、法人実効税率を20%台まで引下げることを目指すこと、また、課税ベースの拡大等により、それに対する恒久財源を確保することが掲げられた。
- 政府税制調査会において、法人税の負担構造の改革案について議論。



- 法人税率引下げに伴う代替財源の検討に際しては、企業活動や株式市場に与える影響等に留意し、また、見直しによって大きく影響を受ける業態へ配慮することが必要。

(参考)

政府税制調査会の取りまとめ資料「法人税の改革について」(平成26年6月公表)

・「具体的な改革事項」として取上げられた項目

「租税特別措置の見直し」、「欠損金の繰越控除制度の見直し」、「受取配当等の益金不算入制度の見直し」、「減価償却制度の見直し」、「地方税の損金算入の見直し」、「中小法人課税の見直し」、「公益法人課税等の見直し」、「地方法人課税の見直し」

・留意事項

「市場に与える影響に留意が必要」、「見直しによって大きく影響を受ける業態への配慮が必要」等の意見

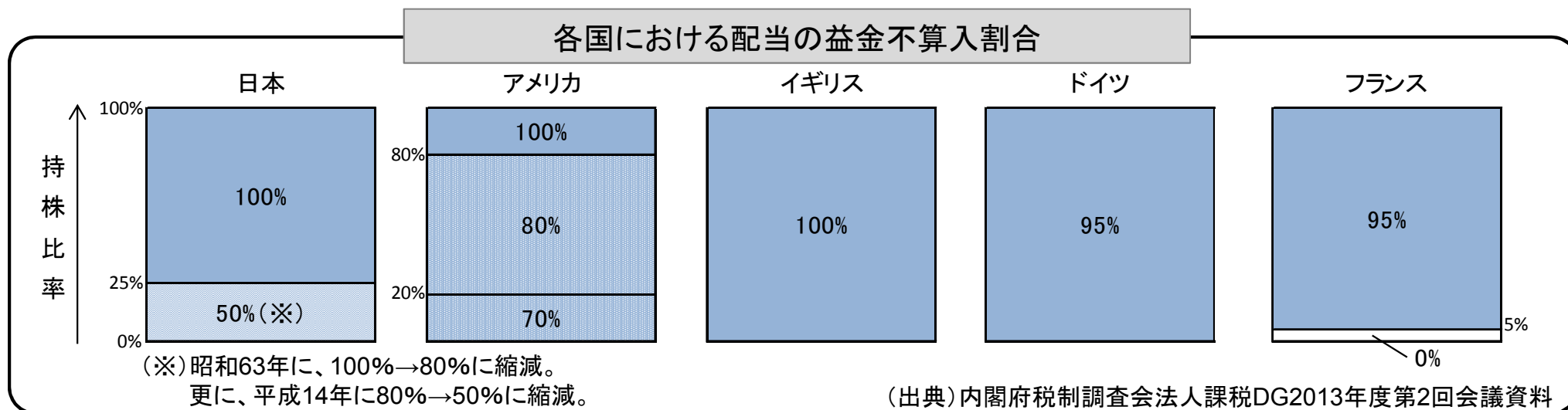
(参考)法人税率引下げに伴う代替財源の検討(受取配当等の益金不算入制度の見直し等)への対応

【背景】

- 「受取配当等の益金不算入制度」とは、二重課税を調整する観点から、配当を受け取った企業において配当の一定額を課税対象外(益金不算入)とする制度。
- しかしながら、持株比率が25%未満の株式について、これまで二度にわたり、益金不算入制度を縮小。その結果、現行、我が国は他の先進諸国と比較して二重課税への手当てが不十分(※)。
(※)例えば、イギリスでは配当全額、ドイツでは配当の95%が、益金不算入(いずれも持株比率に関わらず)。
- こうした中、法人税率引下げに伴う代替財源の確保に際し、本制度の更なる縮小が検討されている。



- 益金不算入制度の縮小は、更なる二重課税につながることから、慎重な検討が必要。
- 現行の制度は、他の先進諸国と比較して二重課税への手当てが不十分なところ。更なる二重課税は、国際的にみても、不合理。



〔その他の要望項目(1)〕 ◇は日切れ関連

【銀行等関係】

- ◇ 協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化(延長)
- ◇ 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長
〔金融庁主担、財務省が共同要望〕
- ◆ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ
- ◆ 資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税

【保険関係】

- ◆ 生命保険料控除制度の拡充
- ◆ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◆ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持

【証券関係】

- ◆ 投資法人に係る税制優遇措置の拡充〔金融庁主担、環境省が共同要望〕
- ◆ 特定口座等の利便性向上
- ◆ 第1種少額電子募集取扱業務に係る源泉徴収適用に関する整理

【国際関係】

- ◆ 外国子会社合算税制の見直し

〔その他の要望項目(2)〕 ◇は日切れ関連

【共同要望項目(他府省主担)】

- ◇ 投資法人(Jリート)等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置の延長及び拡充
〔国交省主担〕
- ◇ 投資法人(Jリート)等が取得する不動産に係る不動産取得税の特例措置の延長及び拡充
〔国交省主担〕
- ◇ 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長 〔国交省主担〕
- ◆ 確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置 〔厚労省主担〕
- ◆ 子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与を目的に設定する信託に係る贈与税の非課税措置の創設 〔内閣府主担〕